

○文部科学省令第二十一号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第六条第二項の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

文部科学大臣 塩谷 立

図書館法施行規則の一部を改正する省令

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一章 司書及び司書補の講習（第一条―第九条）

第二章 準ずる学校（第十条・第十一条）

「第一章 図書館に関する科目（第一条
第二章 司書及び司書補の講習（第二
第三章 準ずる学校（第十二条・第十

条―第十一条）に改める。

三条）

第十一条に見出しとして「（高等学校に準ずる学校）」を付し、同条を第十三条とする。

第十条に見出しとして「(大学に準ずる学校)」を付し、同条を第十二条とする。

第二章を第三章とする。

第九条に見出しとして「(実施細目)」を付し、同条中「及び」を「、講習を行う大学、」に改め、第一章中同条を第十一条とする。

第八条に見出しとして「(修了証書の授与)」を付し、同条中「第四条又は第五条」を「第五条又は第六条」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(講習の委嘱)

第十条 法第五条第一項第一号の規定により文部科学大臣が大学に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

第七条に見出しとして「(単位修得の認定)」を付し、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして「(単位の計算方法)」を付し、同条中「この章」を「講習」に、「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に改め、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「(司書補の講習の科目の単位)」を付し、同条第二項を次のように改める。

2 司書補の講習を受ける者がすでに大学(法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を含む。)において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認められたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

第五条に次の一項を加える。

3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

第五条を第六条とする。

第四条に見出しとして「(司書の講習の科目の単位)」を付し、同条第一項の表を次のように改める。

群	科 目	単位数
	生涯学習概論	二
	図書館概論	二

乙群				甲群								
図書・図書館史	図書館情報資源特論	図書館サービス特論	図書館基礎特論	情報資源組織演習	情報資源組織論	図書館情報資源概論	情報サービス演習	児童サービス論	情報サービス論	図書館サービス概論	図書館情報技術論	図書館制度・経営論
一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二

	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一
	図書館実習	一

第四条第三項を次のように改める。

3 司書の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

第四条を第五条とする。

第三条に見出しとして「(司書補の講習の受講資格者)」を付し、同条を第四条とする。

第二条に見出しとして「(司書の講習の受講資格者)」を付し、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を第三条とする。

第一条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「図書館法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第二条とする。

第一章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 図書館に関する科目

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これを

乙群											
図書館実習	図書館総合演習	図書館施設論	図書・図書館史	図書館情報資源特論	図書館サービス特論	図書館基礎特論	情報資源組織演習	情報資源組織論	図書館情報資源概論	情報サービス演習	児童サービス論
一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二

もつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

附 則

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表及び第三項を改正する規定、第五条第二項を改正する規定及び同条に第三項を追加する規定並びに附則第五項から第十一項までの規定は平成二十四年四月一日から施行する。

2 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条及び第五条の適用については、これらの規定中

群	科 目	単位数
	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二

群	科 目	単位数
	生涯学習概論	一
	図書館概論	二
	図書館経営論	一
	図書館サービス論	二

乙群	甲群
図書館総合演習 図書館施設論 図書・図書館史 図書館情報資源特論 図書館サービス特論 図書館基礎特論	図書館サービス概論 情報サービス論 児童サービス論 情報サービス演習 図書館情報資源概論 情報資源組織論 情報資源組織演習
一 一 一 一 一 一	二 二 二 二 二 二 二

とあるのは、

乙群	甲群
図書館特論 情報機器論 コミュニケーション論 資料特論 図書及び図書館史	情報サービス概説 児童サービス論 レファレンスサービス演習 情報検索演習 図書館資料論 専門資料論 資料組織概説 資料組織演習
一 一 一 一 一	二 二 一 二 一 二 二 二

とする。

3 平成二十二年四月一日前に、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の図書館法（第十項において「旧法」という。）第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目を修得した者は、前項の規定により読み替えて適用される新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなす。

4 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までに、経過科目（前項の規定により修得したものとみなされた科目を含む。以下同じ。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、平成二十四年四月一日以後は、新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。

5 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものは、新科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。

6 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。ただし、同日前に経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者であつて、新科目の「図書館情報資源特論」を修得した者はこの限りでない。

新科目	単位数	経過科目	単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
図書館概論	二	図書館概論	二
図書館制度・経営論	二	図書館経営論	一
図書館サービス概論	二	図書館サービス論	二
情報サービス論	二	情報サービス概説	二
児童サービス論	二	児童サービス論	一
情報サービス演習	二	レファレンスサービス演習	一
		情報検索演習	一

図書館情報資源概論	二	図書館資料論	二
情報資源組織論	二	資料組織概説	二
情報資源組織演習	二	資料組織演習	二
図書館情報資源特論	一	専門資料論	一

7 平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなす。

8 平成二十二年四月一日以後に附則第六項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

9 平成二十二年四月一日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。

10 旧法第五条第一項第一号に規定する司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の

例による。

11 平成二十四年四月一日前にこの規則による改正前の図書館法施行規則第四条第一項に規定する司書の講習の科目の単位を修得した者については、附則第八項及び第九項の規定を準用する。